

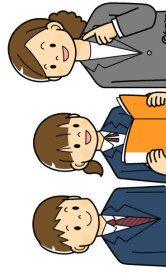
教育環境等の整備（学校における学力保障等）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、学校における学力保障等による教育環境等の整備を図る。

○教職員等の指導体制を充実

家庭環境等に左右されず、学校に通う子供の学力が保障されるよう、少人数の習熟度別指導や、放課後補習などの取組を行うため、教職員等の指導体制を充実し、きめ細かな指導を推進

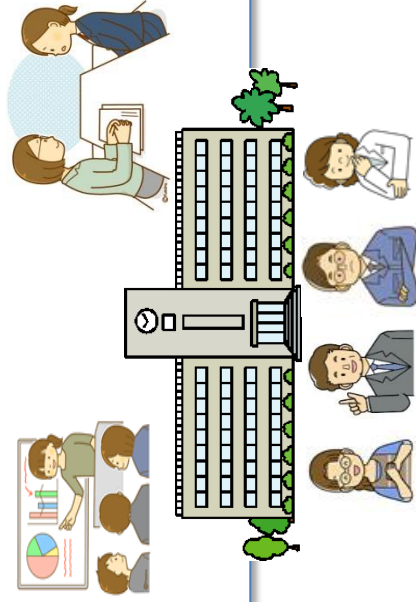


○夜間中学の設置促進

義務教育未修了者等の就学機会の確保に重要な役割を果たす夜間中学の設置を促進

○サポートスタッフの派遣

公立高等学校等に、学力向上や中途退学を防ぐことなどを目的としたサポートスタッフ（退職教員や学校と地域を結ぶコーディネーター等）の配置充実のための支援を実施



○多様な学習を支援する高等学校への支援

定時制・通信制課程や総合学科における多様な学習を支援する高等学校への支援を実施

教育環境等の整備（地域と学校の連携・協働による教育力の充実）

概要

ひとり親や多子世帯など、子供たちが置かれている状況にかかわらず質の高い教育を受けられるよう、地域と学校の連携・協働による教育力の充実による教育環境等の整備を図る。

○コミュニティ・スクールの導入支援

コミュニティ・スクール導入を目指す地域における組織や運営体制づくりへの支援を行い、コミュニティ・スクールの導入を促進

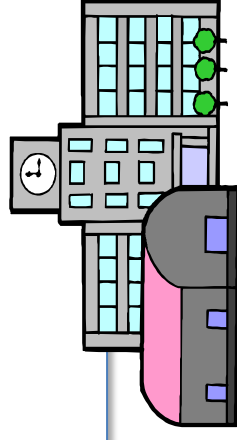


○地域と学校の連携・協働

地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を積極的に推進するための体制を整備

○放課後子供教室の充実

全ての子供を対象として、安心・安全な活動拠点を設け、多様な体験や学習活動等の機会を提供する放課後子供教室を充実



青少年の「自立する力」応援プロジェクト

概要

青少年の「自立する」力応援プロジェクトとして、「生活・自立支援キャンプ」、「子どもゆめ基金」による支援、「学生サポーター制度」による支援を実施する。

青少年の「自立する」力 応援プロジェクト



体験活動のノウハウや全国28の教育施設などを活かすとともに、関係機関と連携して、総合的な取り組みを行う

「生活・自立支援キャンプ」の実施

ひとり親家庭や児童養護施設、母子生活支援施設など、経済的に困難な状況にある子供が規則正しい生活習慣や自立する力を身につけることができるよう、国立青少年教育施設において、「生活・自立支援キャンプ」を実施。



生活習慣や自立的行動習慣の定着

「子どもゆめ基金」による支援

民間団体が、困難な環境にある子供を対象とした体験活動や読書活動を行う場合、従来の「子どもゆめ基金」における支援では対象外とされていた参加者の交通費・宿泊費や飲食代など（自己負担経費）について、支援。



体験活動等への参加に係る経済的負担の軽減

学生サポーター制度による支援

児童養護施設または母子生活支援施設出身の大学生や大学進学を予定している高校生を対象に、国立青少年教育施設における「学生サポーター」としての業務に対して、毎月一定額の報酬（10万円/月）を支給。



学生生活を経済的に支援、体験活動に関する知識や技能の習得

UP!

青少年の自立する力

高等職業訓練促進給付金の充実

現状

- 就職に有利な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間に高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にする。
- 対象となる資格は、就職に有利な資格であって、法令で2年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているもの（看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等）
- 支給対象期間は最長2年間、支給額は月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

高等職業訓練促進給付金の実績（平成25年度）

・ 総支給件数	： 7,875件
・ 資格取得者数	： 3,212人（看護師 1,441人、准看護師 1,133人、保育士 243人、介護福祉士 111人など）
・ 就職者数	： 2,631人（看護師 1,313人、准看護師 797人、保育士 186人、介護福祉士 97人など）

課題

- 高等職業訓練促進給付金については、看護師など修学期間が3年以上の場合、1年間は給付金による生活費の支援が受けられない。



対応

※平成28年4月から実施

- 高等職業訓練促進給付金について、以下のとおり充実させる。
 - ・ 支給期間の延長：**2年→3年**
 - ・ 対象資格の拡大：**2年以上修学する資格→1年以上修学する資格**（調理師や製菓衛生師も新たに対象）
 - ・ **通信制の利用要件の緩和**：本人が仕事をしながら資格取得を目指す場合にも、通信制を利用可

現状・課題

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、資格取得を促進し、更なる自立の促進を図る必要がある。



対応

※平成27年度補正予算で実施

○高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。

○高等職業訓練促進資金貸付事業を以下のとおり創設する。

・対象者：ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象者

・貸付額：養成機関への入学時 **入学準備金 50万円**

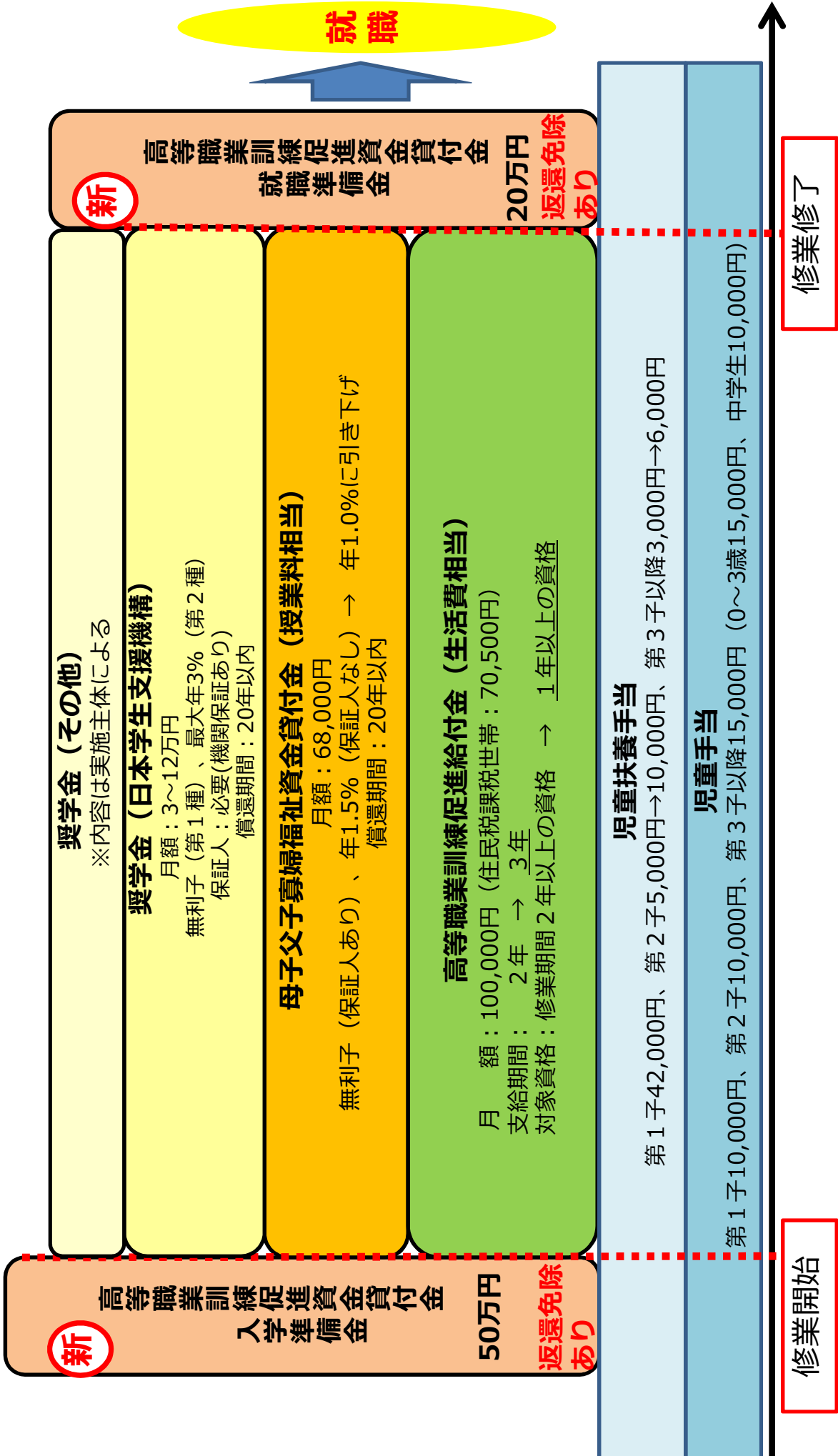
養成機関を修了し、資格取得をした場合 **就職準備金 20万円**

・返還免除：貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、**5年間**その職に従事したときは、**貸付金の返還を免除する**。

ひとり親の資格取得の支援（給付金・貸付金）

仕事を応援

ひとり親に対しては、児童手当や児童扶養手当に加え、高等職業訓練促進給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金、奨学金の活用が可能であるが、さらに高等職業訓練促進資金貸付金を創設することにより、資格取得を支援。



自立支援教育訓練給付金の充実

仕事を応援

現状

○教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給（自立支援教育訓練給付金：受講費用の2割、上限10万円）することにより、主体的な能力開発の取組を支援する。

自立支援教育訓練給付金の実績（平成25年度）

- ・支給件数：1,004件
- ・就職件数：675件
- ・対象講座：雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座など（介護職員初任者研修、簿記、パソコン技能等）

課題

○働きながら更なるキャリアアップができるよう、教育訓練を受講しやすい仕組みとする必要。



対応

※平成28年4月から実施

自立支援教育訓練給付金について、以下のとおり充実する。

- ・訓練受講費用の**2割（上限10万円）を助成**→**6割（上限20万円）を助成**

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン① 「出張ハローワーク！」 ～地方自治体との連携による就労支援の強化～

現状

○都道府県労働局・ハローワークでは、地方自治体との協定等に基づく連携を基盤に、生活保護受給者等の就労促進を図る事業（生活保護受給者等就労自立促進事業）を行っている。

○このほか、希望する地方自治体において、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務をワンストップで一体的に実施する国と地方自治体の連携事業である「一体的実施事業」もを行っている。

課題

○生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者とするに当たっては、地方自治体からのハローワークへの送り出し（支援要請）が必要。

○しかし、児童扶養手当受給者については、地方自治体へ定期的に出向く必要がないため、本事業への誘導が難しい。



対応

※平成27年度より実施

- 児童扶養手当受給者が地方自治体に現況届を提出する8月に、『出張ハローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン』を実施し、周知用のチラシを自治体からの郵送物に同封してもらおう等、集中的に配布。
- 地方自治体にハローワークの臨時相談窓口を設置する取組を強化。また、既にハローワークの常設窓口が設置されている場合は、常設窓口への誘導を強化。
- 既存の一体的実施事業の施設で、ひとり親家庭を対象としていない場合には、地方自治体のニーズを踏まえつつ、ひとり親家庭の就労支援に関する事業の追加を検討。

実施結果

- ・ 臨時相談窓口の設置件数 412か所
相談件数 3,217件 (※平成27年8月31日時点)
- ・ 生活保護受給者等（児童扶養手当受給者も含む）を対象にした一体的施設（常設窓口） : 86市区（161拠点） ※平成27年10月1日時点

ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン①

仕事を応援

「出張ハローワーク！」

～地方自治体との連携による就労支援の強化～

○都道府県労働局長に対し、**地方自治体へのハローワークの臨時相談窓口の設置について重点的に取り組むよう指示**。
また、全国会議において職業安定部長に対し、指示。

○これを受け、各労働局・ハローワークにおいてプレスリリース、リーフレット等を活用して**積極的に周知・広報**。

【取組実施状況】

常設窓口161か所に加え、

臨時相談窓口を412か所設置。

プレスリリース(例)



Press Release

香川労働局
平成 27 年 7 月 30 日発表

報道関係者各位

“ひとりの親全カサポートキャンペーン”を実施します

香川労働局(局長 藤永芳樹)及び香川県内ハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月の時期に合わせ、「ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施します。
キャンペーン期間中は、下記内容にて香川県内ハローワークが市役所及び町役場に臨時窓口を設置する等の取組みを行います。

なお、当該事業における臨時窓口設置については、香川県内で**初めの実施**となり、概要は以下のとおりです。

記

リーフレット(例)

がんばるあなたをハローワークが応援します !!

出張ハローワーク! ひとり親全カサポートキャンペーン

お住まいの盛岡市に、ハローワーク盛岡の臨時相談窓口を設置します!

普段は忙しくてハローワークに足を向けることができないお父さん、お母さん、児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひ足をお運びください。

あなたのお仕事についての悩みを、ハローワークにご相談ください。

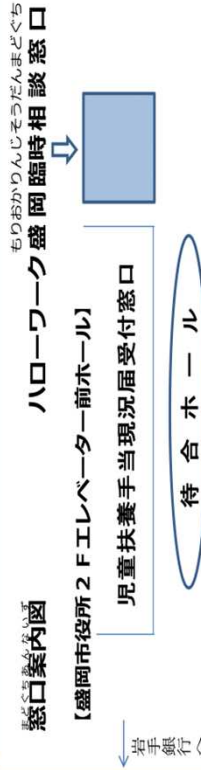
- ・仕事を探しているが、見つからない。
- ・今の仕事より、案件のよい仕事を探している。
- ・もう1つ仕事を探している。



臨時相談窓口開設日時

8月18日(火)、21日(金)、25日(火)、
28日(金)、31日(月)
各日の午前10時～12時、午後1時～3時

窓口案内図



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン② ～マザーズハローワーク事業におけるひとり親支援の体制整備～

仕事を応援

現状

- 子ども連れで来所しやすい環境を整備のうえ、担当者制によるきめ細かな職業相談の実施。
- あわせて、地方公共団体等との連携による保育サービス関連情報を提供。

課題

- 安定した雇用への就労を推進するため、ひとり親に対する就職支援を充実することが必要。

対応

- ひとり親に対して専門的な支援を実施するため、各マザーズハローワークに、ひとり親の就職支援担当の専門相談員を新規配置する（平成28年度 21人（各所1人））とともに、プライバシーに配慮した相談環境を整備する。
- 地方公共団体やひとり親家庭への支援を行うNPO法人等の関係機関と連携した支援を実施する。
- ひとり親が利用しやすい職業訓練への誘導・あっせん機能を強化するため、各マザーズハローワークに職業訓練担当の専門相談員を新規配置する。（平成28年度 42人（各所2人））

マザーズハローワーク事業の利用実績（平成26年度）

- ・新規求職者数： 219,085人（うち担当者制支援対象者 71,560人）
- ・就職件数： 76,119件（うち担当者制支援対象者 62,611件）



ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン③ ～助成金の活用・拡充～

仕事を応援

現状

- 関係する助成金としては、
- ・ 試行的な雇入れを経た安定就業を支援する制度として『トライアル雇用奨励金』
- ・ 就職困難者の雇用をサポートする制度として『特定求職者雇用開発助成金』
- ・ 非正規雇用労働者のキャリアアップを支援する制度として『キャリアアップ助成金』がある。

助成金の概要・実績

【概要】

- トライアル雇用奨励金： 一定期間（最大3か月） 試行雇用した場合に15万円を支給（月額5万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： ひとり親などの就職困難者の雇入れ後、最初の半年を第1期として30(25)万円、次の半年を第2期として30(25)万円、合計60(50)万円を支給（括弧書きは中小企業以外の場合の額）
- キャリアアップ助成金
有期契約労働者を正規雇用に転換した場合に50(40)万円 + 10万円（ひとり親加算）を助成 等
（平成27年12月時点の助成額(括弧書きは中小企業以外の場合の額)）

【平成26年度支給実績（ひとり親家庭の親の実績）】

- トライアル雇用奨励金： 26人（259万円）
- 特定求職者雇用開発助成金： 36,262件（133.6億円） ※第1期及び第2期の支給件数の計
- キャリアアップ助成金： 327人（1.8億円）（正規雇用等転換コースに限る）

課題

- 結婚、育児等で離職し、長期のキャリアアッププランがあるひとり親の中には、再就職に当たって、まずは試行的な雇用（有期雇用）を希望する者が一定程度いるため、試行的な雇用が有効。
- 加えて、試用雇用から長期雇用につなげる道を広げることが重要。
- また、キャリアアップ助成金の活用による正規雇用転換等も引き続き重要。

対応

- トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用を可能とする。
※平成28年度から実施
- キャリアアップ助成金についても、引き続き活用を促進。

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進①

現状と課題

- 出産・育児等を理由とする離職後の再就職のためには、実践的な職業能力開発への支援が必要
- 特に求職者支援訓練（雇用保険を受給できない求職者が対象）については、受講者の7割を女性が占めており（30代以降の女性のうち約2割がひとり親）、育児等に配慮した職業訓練の拡充が必要

対応

- 求職者支援訓練において、以下のコースを新設する。
 - ・託児サービス支援付きの訓練コース
 - ・1日の訓練時間を短く設定した短時間訓練コース（約4時間/日）
- ひとり親に対する訓練受講のあっせんの更なる優遇を実施する。（平成28年1月～）
- より就職に繋がるよう基礎的な訓練受講後に資格取得を含めた実践的な訓練（公共職業訓練を含む。）にステップアップする仕組みを新設する。
- 公共職業訓練（主に雇用保険を受給している求職者が対象）において、既に実施している託児サービス支援付きコース及び短時間訓練コースを平成28年4月から拡充する。

求職者支援訓練の概要

- 対象：雇用保険を受給できない求職者
（職業経験が乏しい方、育児で仕事にブランクのある方等）
※ひとり親の方等を、就職困難者としてあっせんにあたって優遇
- 訓練の種類：基礎コース（基礎的能力を習得）、実践コース（基礎～実践的能力を習得）
（実践コースの例）
 - ・介護系（介護福祉サービス科等）・医療事務系（医療・調剤事務科等）等
- 訓練期間：3～6か月

・平成26年度実績（速報値）：受講者数合計：55,002人

うち女性：39,245人（71.4%）

・30代女性に占めるひとり親の割合：23.1% ※JILPT制度利用者調査

40代女性に占めるひとり親の割合：26.1% ※JILPT制度利用者調査



（訓練風景）



（託児サービスの様子）

（参考：公共職業訓練における託児サービス支援の実績）

	設定コース数	託児利用受講者数	申込児童数
平成25年度	266コース	473人	514人
平成26年度	428コース	519人	575人

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進②

仕事を応援

(職業訓練におけるEラーニング等の活用促進)

現状と課題

- 子育てや働きながら更なるキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、Eラーニングを活用した講座の設定を検討する必要
- 公的職業訓練については、公共職業能力開発施設や民間の教育訓練機関での集合型訓練が原則
- 訓練費用の一定割合（最大6割）を個人に支給する専門実践教育訓練の対象となっている通信制の講座が少ない

対応

- 子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、平成28年4月より公的職業訓練におけるEラーニングを試行実施する。
- 専門実践教育訓練について、ひとり親家庭の親等が活用しやすい訓練の受講を促進するため、通信制の講座に係る指定要件を明確化(平成27年10月)し、対象となる講座となる。 (例：看護師資格取得のための通信制の養成課程など)



公的職業訓練におけるEラーニングの試行実施の検討

- Eラーニングは、育児等による時間的制約を抱える求職者の訓練として高い期待があるものの、課題も存在
 - ・ 受講状況確認のための技術的工夫が必要
 - ・ 受講者のモチベーション維持が必要
- ↓
- Eラーニング固有の課題を整理・検証し、試行を通じて、公的職業訓練への導入可能性を検証



准看護師→看護師のキャリアアップイメージ

- 高等職業訓練促進給付金を活用し、准看護師資格を取得
 - ↓
- 准看護師として一定年数活躍
 - ↓
- 更なるキャリアアップ
- 専門実践教育訓練給付を活用し、通信制の養成課程を受講し看護師資格を取得

資格取得者のうち、資格が役にたっている者の割合
准看護師 96.4%、看護師 87.8%
(全体 60.7%)

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進③ (ジョブ・カードの活用促進等)

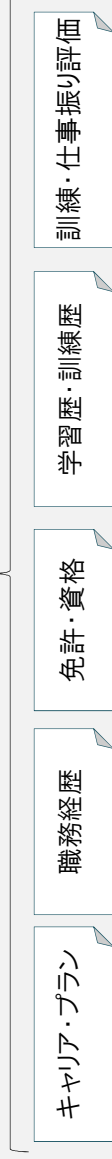
仕事を応援

現状

- 正社員経験の少ない等職業能力形成の機会に恵まれなかった人に対し、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援を通じ、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講を促進
- 公的職業訓練において、ジョブ・カードの活用を図るとともに、キャリアコンサルティング等による職業能力証明のツールとして、求職者や在職者、学生等も対象に普及を促進



ジョブ・カード



課題

- ひとり親を含めた求職者等に対する、ジョブ・カードを活用したきめ細やかな支援が、十分に進んでいない。
- ジョブ・カードの活用が訓練実施時等の場面に限定されている。

対応

- ジョブ・カードを、生涯を通じた「キャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして継続的に活用
- ジョブ・カードを活用して行う、企業実習と座学を組み合わせた職業訓練の受講者数を倍増
- 公的職業訓練において引き続きジョブ・カードを活用
- ひとり親の就労支援を行う支援員が、ジョブ・カードを活用しきめ細やかな支援が行えるよう講習の受講を促進
- ひとり親支援の相談窓口の担当者に対し、職業訓練や助成金等に関する研修を実施



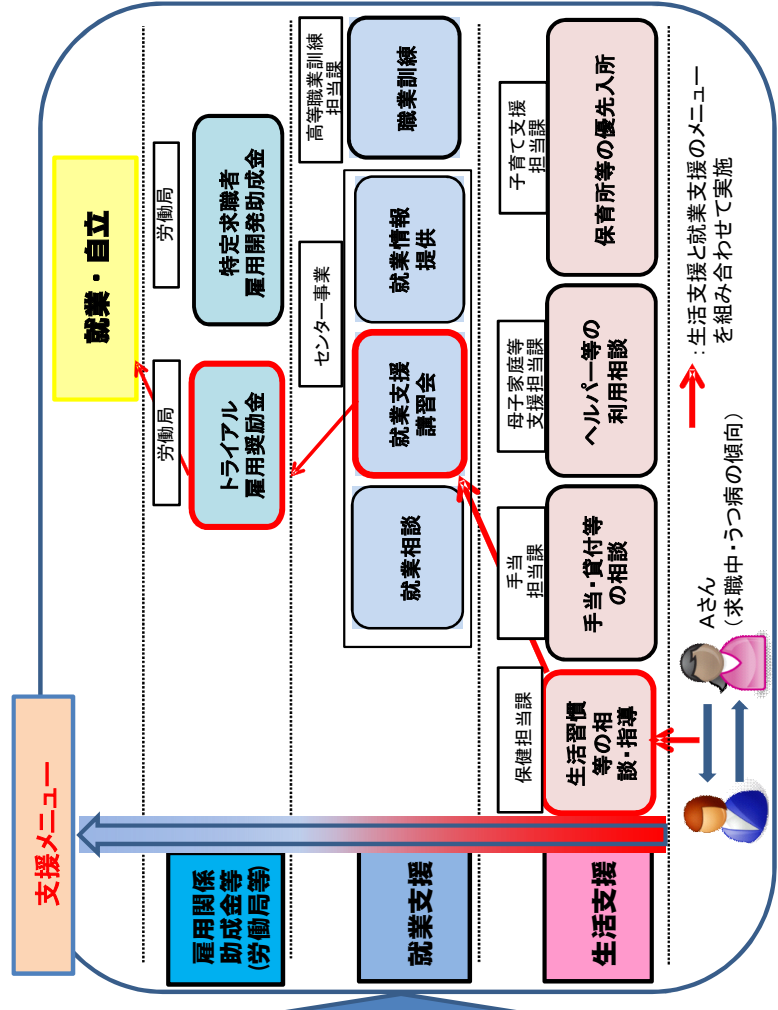
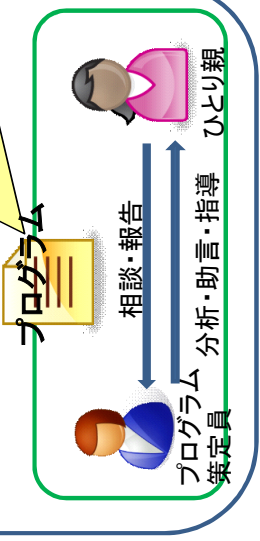
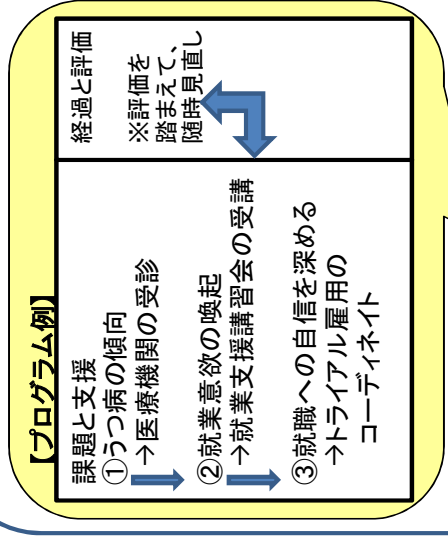
母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実

仕事を応援

現状

多様な悩みを抱え、一人では就職活動を効果的に行えない児童扶養手当受給者を対象に、生活上の悩みの相談を受け、自立に向けた課題を相談者とプログラム策定員が一緒に整理・分析し、生活支援、就業支援等のメニューを組み合わせたプログラムを策定し就業自立を支援する。

プログラム策定事業
対象者にとって身近な福祉事務所等で実施



平成25年度 実績
実施自治体数: 565自治体
(全901自治体の62.7%)
策定件数 7175件

課題

就業後の生活状況や再支援の必要性を確認するためのフォローが不十分

対応

※平成28年度から実施

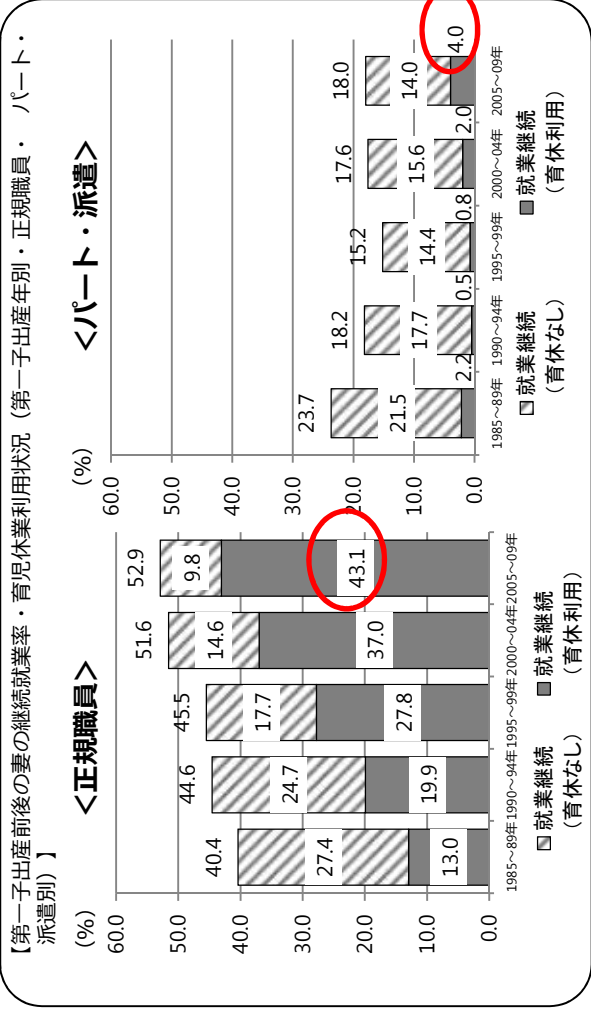
プログラム策定による自立後、1年間のアフターケア(定期的な相談の実施等)を行う。

現状と課題

○ 育児休業を取得しつづ第1子出産後も継続就業をしている割合をみると、正規職員は育児休業取得による継続就業が進んでいる（平成17年～21年で43.1%）ものの、パート・派遣といった非正規雇用労働者は低い水準（平成17年～21年で4.0%）に留まっていることから、**非正規雇用労働者の育児休業取得促進を図る必要がある。**

対応

○ 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件（1歳までの継続雇用要件等）の緩和等を行うことにより、非正規雇用労働者の育児休業の取得促進を図る。



【現行法】

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳以降も雇用継続の見込みがあること
- ③ 2歳までの間に更新されないことが明らかである者を除く

【労働政策審議会雇用均等分科会報告書（案）】

（平成27年12月7日）

②の子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること、という要件について、事業主にとっても労働者にとっても分かりづらいという課題があることから、育児又は介護を理由として雇用関係が終了することを防ぎ、その継続を図ることを目的とする制度であるという育児休業・介護休業制度の趣旨を踏まえつつ、育児休業の取得を促進するため、有期契約労働者の育児休業取得要件については、以下の通り、現行の②の要件を削除し、③の要件を「(ii)子が1歳6ヶ月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかである者を除く」のように見直すことが適当である。

【対応】

（現行の②の要件を削除し、③の要件を緩和する。）

- ① 申出時点で1年以上継続して雇用されていること
- ② 1歳6ヶ月までの間に更新されないことが明らかである者を除く。

公的賃貸住宅等における 子育て世帯の居住の安定の確保

概要

ひとり親家庭・多子世帯等の自立を支援するため、公的賃貸住宅等を活用し、ひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定を図る。

公的賃貸住宅における子育て世帯の居住の安定の確保

公営住宅

＜対象＞
ひとり親世帯や多子世帯等の特に住宅困窮度が高い者

＜施策概要＞
事業主体の判断による、公営住宅への入居者選考における優先的な取扱い 等

公営住宅の入居支援

UR賃貸住宅

UR賃貸住宅における 子育て世帯向け制度

＜対象＞
子育て世帯等

＜施策概要＞

- ・ 子育て世帯への家賃減額（地優賃制度を活用）
- ・ 子育て世帯等とそれを支援する世帯が近居する場合における一定期間の家賃減額 等

地域優良賃貸住宅

賃貸住宅の整備費 ・ 家賃低廉化への支援

＜対象＞
子育て世帯等の各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯

＜施策概要＞
賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃低廉化に対し、国と地方公共団体が協力して支援

民間賃貸住宅

民間賃貸住宅における 子育て世帯の 居住の安定の確保

住宅確保要配慮者 あんしん居住推進事業

＜対象＞
住宅に困窮している低所得の子育て世帯等

＜施策概要＞
居住支援協議会等との連携や管理の下で、空き家等のリフォームやコンバージョンへの支援

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

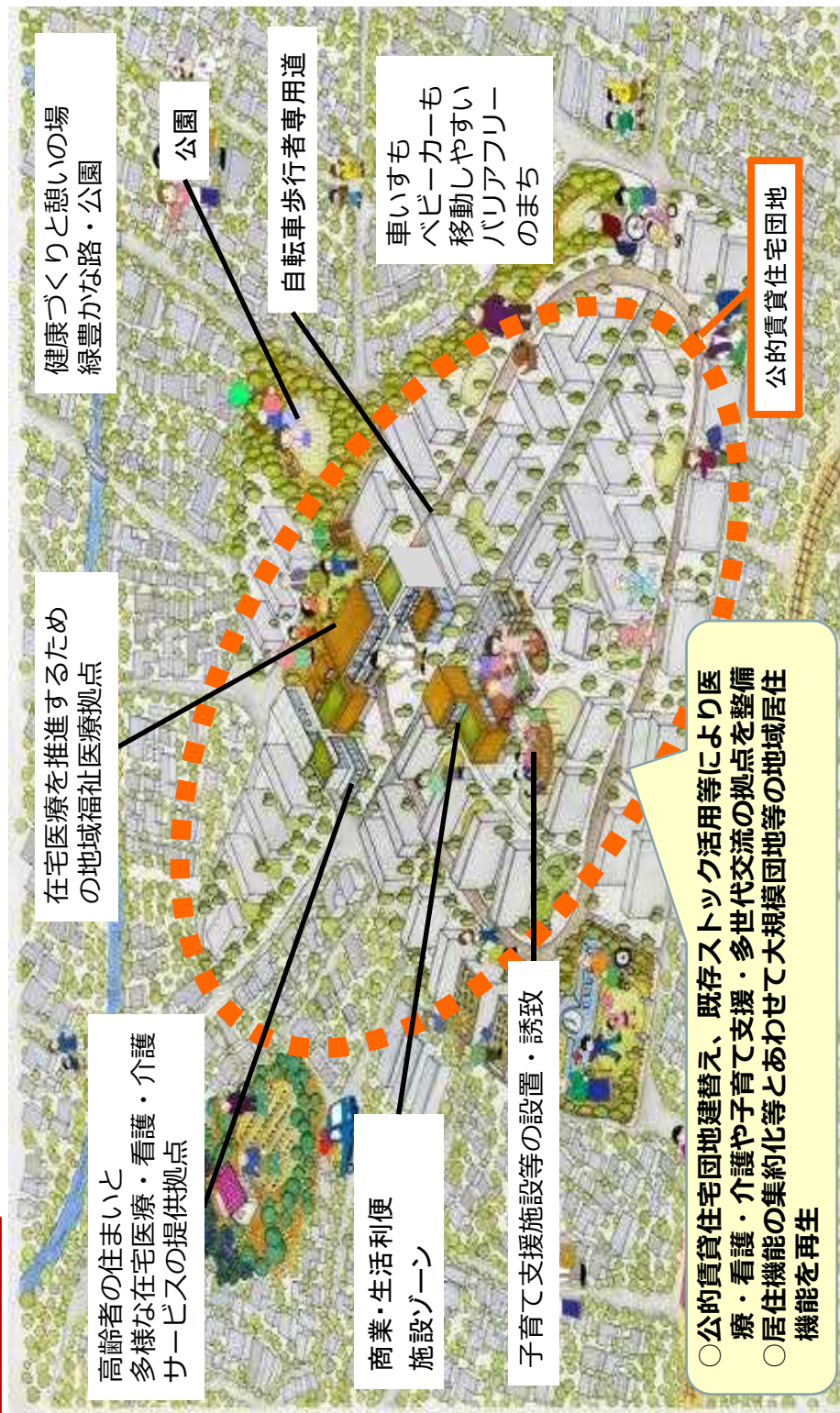
概要

○公的賃貸住宅団地において、医療・介護サービスへのニーズが拡大していると共に、子育て世帯への支援の充実を図る必要があることから、公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化を通じて多世代が暮らしやすい居住環境の形成を図る。

2020年KPI

- UR団地の医療福祉拠点化(大都市圏のおおむね1,000戸以上のUR団地約200団地のうち、100団地程度で拠点を形成)
- 高齢者施設、障害者施設、子育て支援施設等を併設する公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合:25%(2013年度19%)

施策イメージ



公営住宅における優先入居の概要

概要

特に住宅困窮度が高い者について、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により、入居者選考において優先的に取扱う。

社会経済情勢に照らし、特に居住の安定確保が必要な者として優先入居の取扱いを行うことが適当と考えられる世帯及びその方法について、事業主体向けに技術的助言を講じている。

(「公営住宅管理の適正な執行について」H17.12.26国住総138号住宅局長通知)

(1) 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

- ① 高齢者世帯
- ② 障害者世帯
- ③ 著しく所得の低い世帯
- ④ 母子世帯、父子世帯
- ⑤ 小さな子どもがいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯
- ⑥ DV被害者世帯
- ⑦ 犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯
- ⑧ 中国残留邦人等世帯

(2) 優先入居の方法

- ① 倍率優遇方式
抽選における当選率を一般の入居申込者より有利に取扱う方式
- ② 戸数枠設定方式
募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方式
- ③ ポイント方式
住宅困窮度の指標となる居住水準、家賃負担等の各項目について点数で評価し、合計点数の高い世帯から入居者を決定する方式

公営住宅法施行令の一部を改正する政令について

概要

改正の背景 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)

入居者の収入の算定(公営住宅法施行令1条3号)上、非婚の母又は父についても、寡婦控除又は寡夫控除の対象とすることについて検討を行い、平成27年中に必要な措置を講ずる。

現行制度の概要(公営住宅の入居者の収入の算定方法)

$$\left[\begin{array}{l} \text{世帯の年間所得額} \\ - \\ \text{世帯の控除額の合計} \end{array} \right] \div \begin{array}{|c|} \hline 12 \text{カ月} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{収入月額} \\ \hline \end{array}$$

※この額に応じ①公営住宅への入居の可否、②家賃額が決まる。

● 基本的な取扱い

- ・ 所得税法における収入の考え方と同じ。

(一人につき)

配偶者、扶養親族に係る控除

上記のうち70歳以上の者の控除

障害者控除

特別障害者控除

寡婦控除、寡夫控除

38万円

10万円

27万円

40万円

27万円(所得税法では法律婚のみを対象。)

改正の概要

- ・ 公営住宅法施行令第1条第3号ホを改正し、非婚の母又は父について、公営住宅の入居者の収入算定上、寡婦(寡夫)控除の対象とする。

- ・ 公布日：平成27年10月16日

- ・ 施行日：平成28年10月1日

URにおけるミクストコミュニティ形成の促進と 子育て支援等制度の拡充

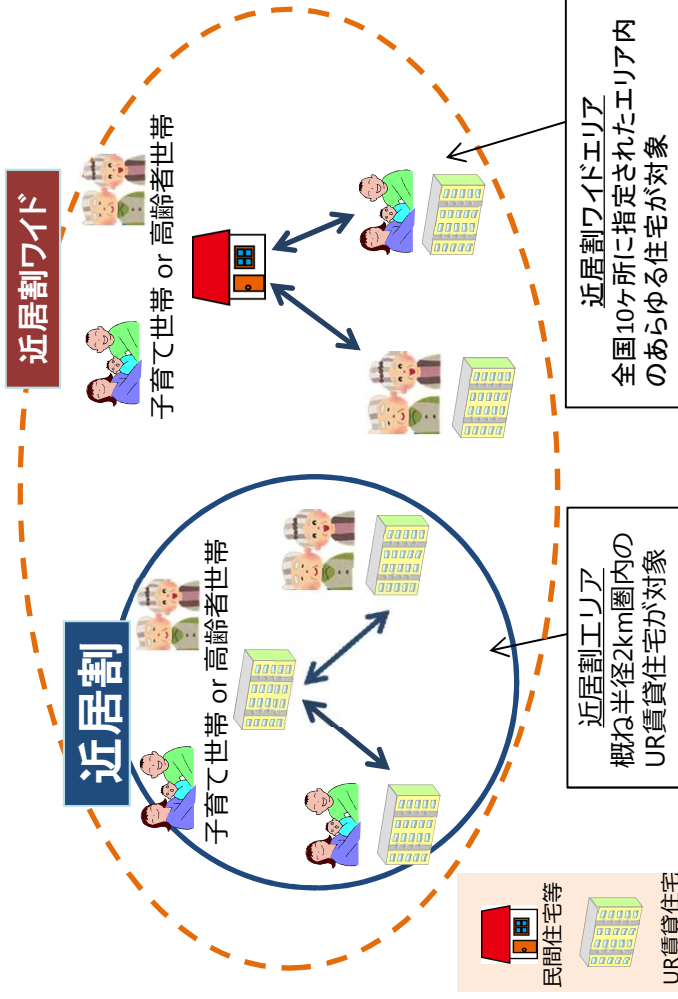
住まいを応援

概要

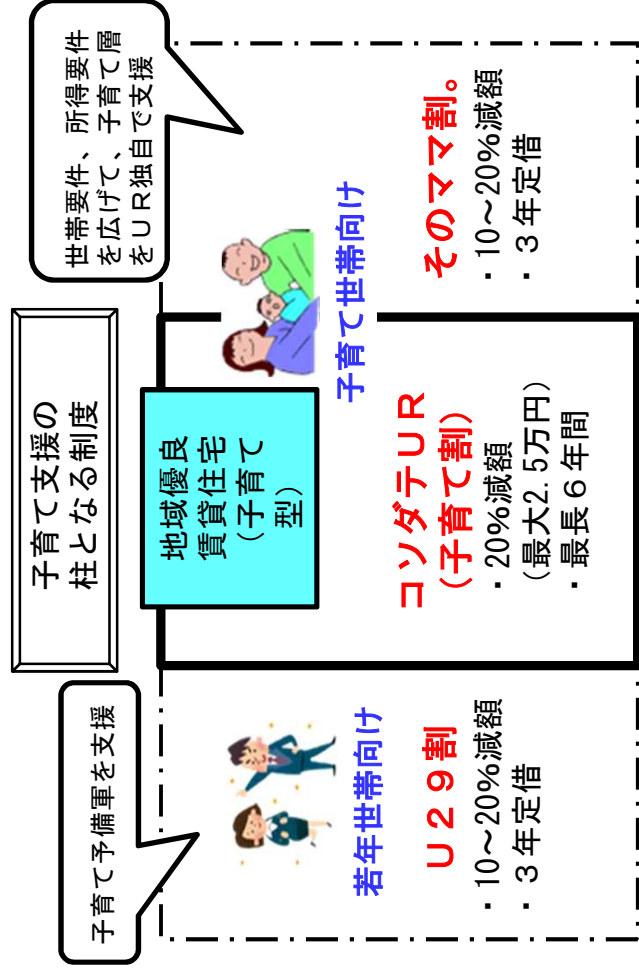
- 高齢者・子育て等世帯が、親族と交流・援助しながら生活する近居を促進するため、「近居割」を創設（平成25年度）し、UR賃貸住宅ストックの約8割（約60万戸）で導入することにより、住宅セーフティネット機能の強化とミクストコミュニティの形成を促進。さらに一部エリアを対象に近居割ワイドを平成27年9月より導入。
 - ⇒ 「近居割」の家賃減額措置を、5年間・20%に拡充する（現行5年間・5%）。
- 定期借家制度を活用した「そのママ割」や「U29割」、地域優良賃貸住宅制度活用した「子育て割」等、若年・子育て世帯の入居を支援する家賃減額により、ミクストコミュニティの形成を促進。
 - ⇒ 「U29割」の対象を、新婚世帯を含む35歳以下の若年世帯に拡大予定（「U35割」の導入）。

近居割・近居割ワイド

◆新たにUR賃貸住宅に入居する世帯を対象に5年間・5%家賃を割引



子育て世帯等支援制度



※地域優良賃貸住宅制度の活用や定期借家制度の導入等、団地の存する地域のニーズに合わせた支援を展開

1. 地域優良賃貸住宅制度の目的

新婚・子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。

2. 現行制度概要

① 入居対象

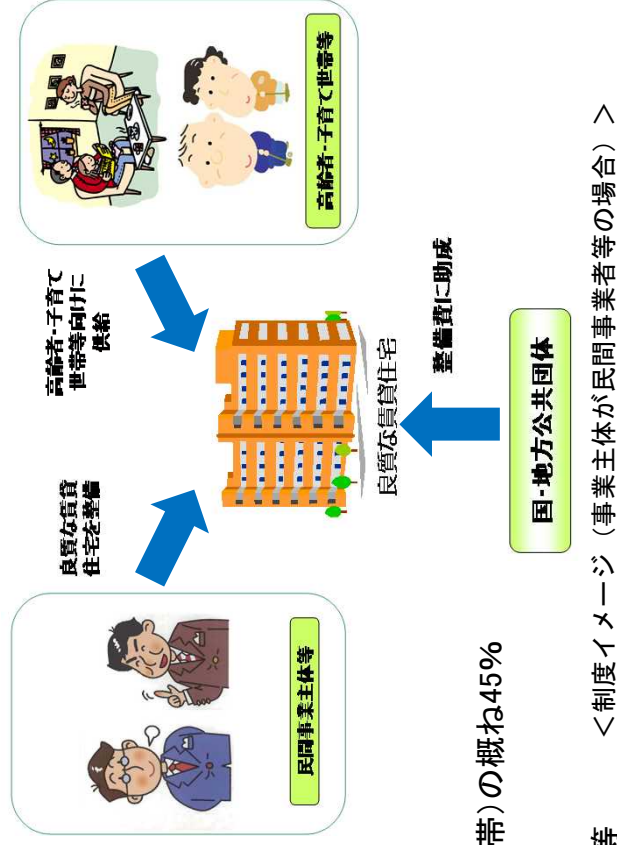
下記に掲げる者のうち、原則として収入分位70%(月収38.7万円)以下の者
 新婚世帯、子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯、障害者等世帯、
 地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者等

② 整備に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・事業主体が民間事業者等の場合
 ⇒ 地方公共団体が助成する費用(住宅の建設・買取費の1/6等)の概ね45%
- ・事業主体が地方公共団体の場合
 ⇒ 住宅の整備費の概ね45%

③ 家賃低廉化に対する国の支援 (社会資本整備総合交付金等)

- ・地方公共団体が事業主体に対し家賃低廉化助成をする費用(上限:4万円/月・世帯)の概ね45%
 <対象世帯>
 - i) 収入分位0~25%(月収15.8万円以下)の世帯
 - ii) 収入分位25~40%(月収21.4万円以下)である次の世帯
 高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子がいる世帯等



3. H27年度補正予算・H28年度当初予算における拡充内容

① 子育て世帯等への支援の拡充 <H27年度補正予算>

- ・新婚世帯・子育て世帯(収入分位25~50%)を家賃低廉化支援対象に追加 (H32年度までに新たに入居する場合の制限措置)
- ・三世代同居・近居に活用する場合における入居時の収入算定方法の特例措置
- ・地域優良賃貸住宅(転用型)について、最低管理期間(10年間)を緩和し、地方公共団体が定める期間以上とする

② ひとり親世帯・多子世帯への支援の拡充 <H28年度当初予算>

- ・ひとり親世帯・多子世帯に係る家賃低廉化支援期間の延長
- ・入居世帯要件の柔軟化(複数のひとり親世帯等のグループ居住への対応)

ひとり親家庭向け賃貸住宅としての 空き家の活用の促進

住まいを応援

現状と課題

ひとり親が持ち家を有する割合は一般家庭に比べて低く、生活の安定のためには住居の確保支援が必要。

対応

民間賃貸事業者の団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促す。

【ひとり親家庭の住宅の状況】

	母子世帯	父子世帯	全世帯
持ち家	29.8%	66.8%	61.9%
公営住宅	18.1%	4.8%	4.2%
民間	32.6%	15.2%	28.1%

家主への周知内容

- 住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業（国土交通省の助成制度）を活用して、**空き家の多くなった賃貸住宅を改修し、「ひとり親家庭向け賃貸住宅」としての再利用を促す。**

※ あんしんしん居住推進事業の補助（1室50万円(戸建住宅等からの用途変更の場合100万円)を上限とし、改修等の費用の1/3を助成）の要件

現行の耐震基準に適合、住居の床面積が原則25㎡以上、住宅設備（台所・浴室等）を有すること、一定のバリアフリー化がなされていること等

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」の入居者は、0歳～小学生の子供を育てている児童扶養手当を受給するひとり親家庭であることなどを想定

※ 「ひとり親家庭向け賃貸住宅」には、入居者への配慮を求める。

(例) 全住戸のうち1室以上をキッズルームとして入居者に常時公開すること
育児や医療など入居者に必要な情報を常時公開すること など

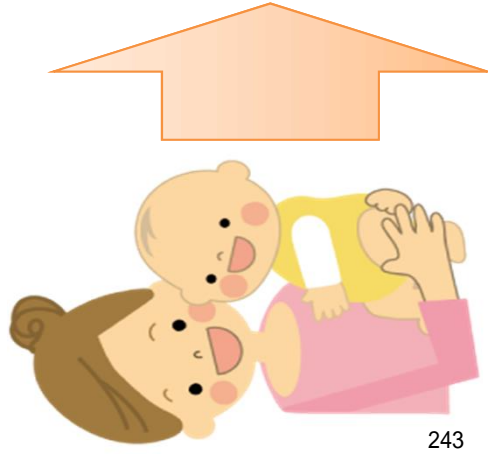
母子世帯・父子世帯は平成23年度全国母子世帯等調査 全世帯は平成22年国勢調査

新たな生活場所を求めるひとり親家庭等に対する支援

住まいを応援

現状

ひとり親が家庭や仕事上の理由により転居することを希望する場合に、新たな居住地の候補となる地域の情報を入手しやすくすることが必要。



～「移住・交流情報ガーデン」
「全国移住ナビ」を活用した移住相談～
➤ 子育て・生活環境等の移住関連情報

新たな生活場所 を希望

対応

浜田市「シングルペアレント介護人材育成事業」 (平成27年度)

ひとり親家庭が、浜田市外から移住し、浜田市内の介護保険サービス事業所で就労研修を行う場合に以下の支援を行う。(支援期間は1年間)

- ・月額15万円を研修体験費用として支給
- ・月額3万円を養育費として支給
- ・中古自動車の無償提供
- ・1年間の研修終了時に、奨励金100万円を支給 等

平成26年度はたらく母子家庭・父子家庭 応援企業表彰 受賞企業

リバー・ゼメックス株式会社 (長野県岡谷市)

- ・全従業員 (60名) 中、母子家庭の母の割合 20.0%
- ・全女性従業員 (47名) 中、母子家庭の母の割合 25.5%
- ・母子家庭の母の平均勤続年数 6年6ヶ月

○支援情報ポータルサイト(子供の未来応援国民運動ホームページ)において、各自体におけるひとり親家庭支援施策やIターン・Uターンの取組について情報提供するとともに、ひとり親家庭を応援する企業の情報を掲載する。

○「移住・交流情報ガーデン」や「全国移住ナビ」を活用し、子育て・生活環境等の移住関連情報の提供を行う。

○ひとり親家庭の移住を促進する自治体に対して、地方創生に関する「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)(27年度)」、「新型交付金(28年度)」の活用を促すことにより、ひとり親家庭のニーズに沿った移住促進策を実施できるよう支援する。

生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

住まいを応援

概要

○ 離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者に対し、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図る。

※ 緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）事業として平成21年10月から行われていた住宅支援給付事業（平成26年度末までの事業）を生活困窮者自立支援法における福祉事務所設置自治体の必須事業として制度化。（国庫負担3/4）

住居確保給付金の概要

➤ 支給対象者

- 申請日において65歳未満であって、離職等後2年以内の者
- 離職等の前に世帯の生計を主として維持していたこと
- ハローワークに求職の申し込みをしていること
- 国の雇用施策による給付等を受けていないこと

➤ 支給要件

- ① 収入要件：申請月の世帯収入合計額が、基準額（市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12）＋家賃額以下であること。家賃額は、住宅扶助特別基準額が上限。
（東京都1級地の場合）単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
- ② 資産要件：申請時の世帯の預貯金合計額が、基準額×6（ただし100万円を超えない額）以下であること。
（東京都1級地の場合）単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
- ③ 就職活動要件：ハローワークでの月2回以上の職業相談、自治体での月4回以上の面接支援等

➤ 支給額

- 賃貸住宅の家賃額（上限額は住宅扶助特別基準額）（東京都1級地の場合 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円）
- 支給期間 原則3か月間（就職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

期待される効果

- 有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至る前の段階のセーフティネットとして、効果を発揮。
- 自立相談支援事業や就労準備支援事業との組み合わせにより更なる効果を目指す。

「子供の未来応援国民運動」の推進

趣旨・目的

いわゆる貧困の連鎖によって、子供たちの将来が閉ざされることは決してあってはならず、子供たちと我が国の未来をより一層輝かしいものとするため、国民の力を結集して全ての子供たちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指す。

平成27年4月2日 総理及び関係各大臣をはじめ、官公民、様々な立場の方々が一堂に会した「発起人集会」を開催し、趣意書を採択。

国民運動事業の展開

- 支援情報の一元的な集約・提供
 - ・ 各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備
- 支援活動と支援二ーズのマッチング事業
 - ・ 企業・団体がを行っている支援活動と地域における様々な支援二ーズとをマッチング
- 地域における交流・連携事業の展開
 - ・ 地域の実情を踏まえた関係者の顔の見える交流・連携の推進
- 民間資金による基金創設
- 国民運動の推進主体となる事務局の設置
 - ・ 内閣府、文部科学省、厚生労働省及び日本財団を中心に設置



「支援情報ポータルサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

概要

ひとり親家庭に対する支援施策を含め、国、都道府県、市町村等が行う子供の貧困対策（支援情報）を一元的に集約した上で、支援の種類等によって検索できる総合的な支援情報ポータルサイトを整備し、支援者及び当事者へ情報提供を図る。

検索のイメージ

教育の支援

生活の支援

親の就労支援

その他

又は

勉強に関すること

仕事に関すること

友達や趣味、居場所など

その他



詳細検索

対象（属性）で検索

（生活保護世帯、ひとり親世帯、社会的養護施設入所者等）

支援を受ける地域で検索

（都道府県名を選択、市区町村名を入力）

支援を提供する組織で検索

（中央省庁、都道府県庁、市区町村）

フリーワードで検索

悩みごと（60種類）から検索

支援の種類別から検索

検索を実行

支援情報（施策名、担当窓口、連絡先）が表示される ⇒ 更に詳細な情報も表示可能

※ 国、都道府県、政令市の支援情報は開設時（平成27年10月）から掲載（市区町村の支援情報も平成28年4月から掲載）。なお、民間団体等の支援情報は順次追加を図り、それぞれ情報量を充実させる。

「支援活動と支援ニーズとのマッチングサイト (子供の未来応援国民運動HP)」の開設

社会全体で応援

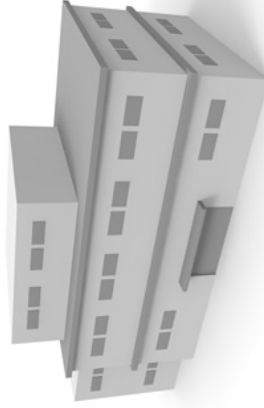
概要

CSR活動を行う企業等の支援リソースと、NPO等が抱えているニーズの双方を掲載し、相互に検索できるようにすることで、マッチングさせる仕組みを構築する。

企業理念に沿った
CSR活動等と連携できる
NPO等はあるだろうか？



どんな企業にお願いすれば、
わたしたちの活動を理解し、
支援してもらえだろうか？



※提供できるリソースの登録
貧困家庭の子供等を支援している
NPO等の検索・情報収集

マッチング

※希望する支援内容等の登録
CSR活動を行う企業等
の検索・情報収集



相互に連絡を取り合い、調整を図る

CSR活動を行う企業等



マッチングの成功

貧困家庭の子供等を
支援しているNPO等

※登録にあたっては、登録企業、NPO等の信頼性の確保のため、遵守すべき事項を定めた利用規約への同意を条件とする。

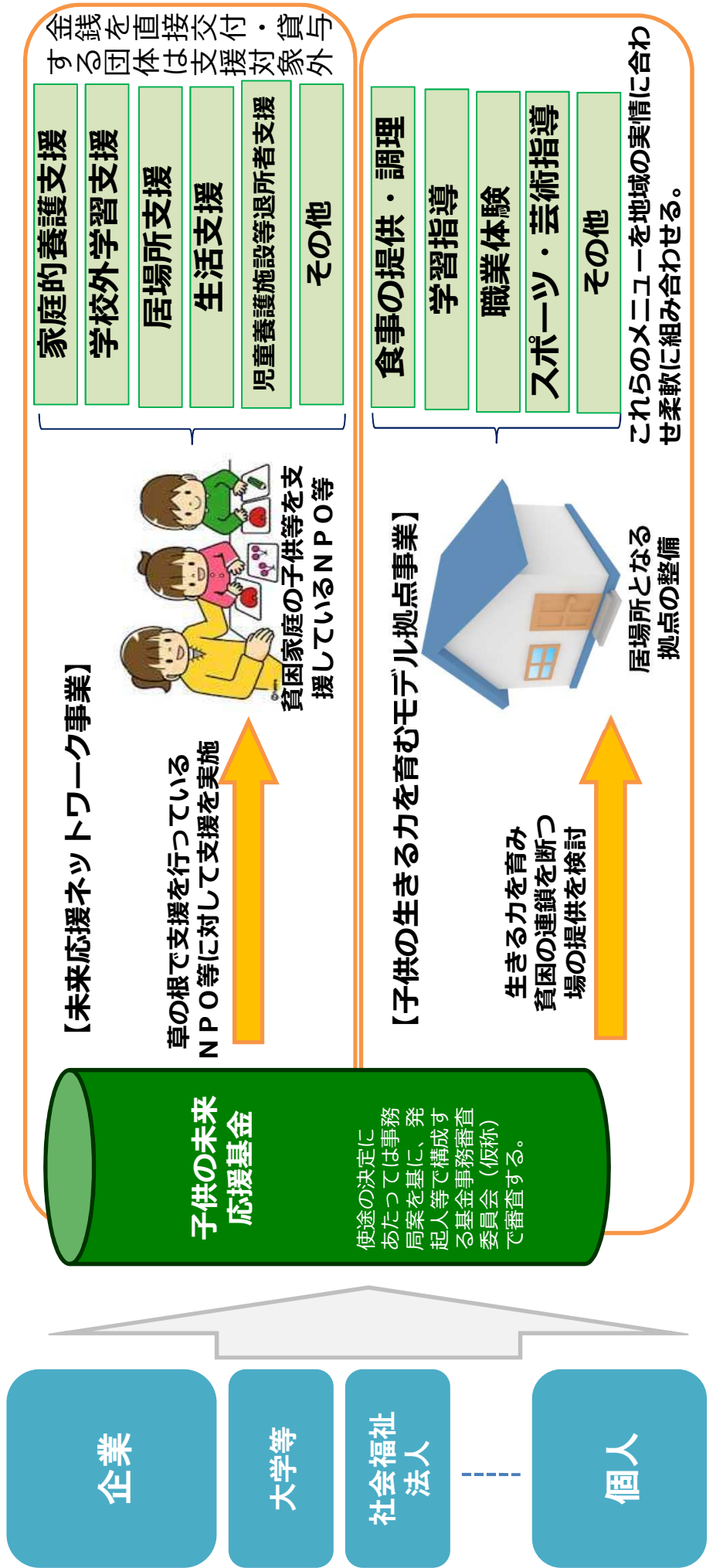
マッチングが成功した場合は、その具体的な内容について、その後の展開も含めて登録することとし、マッチングを希望する他の企業、NPO等の参考にしてもらうこととする。

民間資金による「子供の未来応援基金」の創設

社会全体で応援

概要

子供の貧困の放置は、子供たちの将来が閉ざされてしまうだけでなく、社会的損失につながるなどの考えを前提に、子供の貧困対策を「慈善事業」ととどまらず、「未来への投資」と位置づけ、寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、「未来応援ネットワーク」事業等を実施する。



子供の未来応援地域ネットワーク支援事業 (地域子供の未来応援交付金)

社会全体で応援

概要

「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つながり」、教育と福祉を「つながり」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設する。

事業の具体的内容

- (1) 各自治体における、貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、支援のために整備すべき地域の資源の把握、具体的・定量的な支援体制の整備計画の策定を支援する。
- (2) 当該計画に従った体制整備のため、上記「3つのつながり」を実現することができる人材（コーディネーター）を発掘し、関係者間の実のある協力関係を構築することを、上記の支援と併せ、実施する。
- (3) 上記のいずれも実施した自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも連動し、県民・市民運動を展開して協力体制を形成しつつ、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を実施する場合に、これを支援する。